

# Technical Information

## 高濃度残留塩素計の測定対象液

次亜塩素酸水

次亜塩素酸ナトリウム（pH調整剤）

高濃度残留塩素計（型式GRF-30シリーズ）の測定対象液は、下記の二通りに大別される。仕様が測定対象液により異なるために機種選定は注意が必要である。

### ①次亜塩素酸水

### ②次亜塩素酸ナトリウム（pH調整剤との混合水も含む）

#### ① 次亜塩素酸水の説明

次亜塩素酸水は、食品添加物であり、専用の生成装置（JIS B8701 次亜塩素酸水生成装置）により塩化ナトリウム水溶液、塩酸を電気分解することで次亜塩素酸を主成分とした次亜塩素酸水を作ります。

確実な滅菌効果を得るためには以下の処理が必要です。

- 1) 使用前に必ず有効塩素濃度を確認する。
- 2) 使用にあたり予め汚れを除去し、流水で消毒する。

食品添加物として認可された次亜塩素酸水は以下の通りです。

名 称	pH	有効塩素濃度 (mg/L)
強酸性次亜塩素酸水	2.7以下	20～60
弱酸性次亜塩素酸水	2.7～5.0	10～60
微酸性次亜塩素酸水	5.0～6.5	10～80

#### ② 次亜塩素酸ナトリウムのpH調整をしたもの

次亜塩素酸ナトリウムに酸や炭酸ガス等を混合することでpHを弱酸性にするものに対しては①と異なる残留塩素計の機種選定が必要です。

この液は食品添加物としては使用できません。

#### ③ 電解次亜水

塩化ナトリウム水溶液を無隔膜式で電気分解することで発生する次亜塩素酸イオンを主成分とする電解水であり、pH7.5～10・有効塩素濃度50～200mg/Lで次亜塩素酸ナトリウムを希釈したものと同等と見なされ食品添加物として使用できます。

残留塩素計は②と同じ機種の適用が可能です。